

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱（国土交通省）

平成 27 年 4 月 15 日

平成 30 年 3 月 30 日 最終改正

（通則）

第 1 条

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号通知。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 218 号・復本第 270 号・25 文科政第 90 号・厚生労働省発会 0228 第 4 号・25 食第 199 号・20140226 財地第 2 号・国官会第 2893 号・原規監発第 14022610 号通知。以下「実施要綱」という。）第 3 に規定する帰還環境整備事業等であって国土交通大臣が所管するものに係るもの（実施要綱第 11 の 1 に規定する基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）に対して交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「施行規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第 2 条

交付金は法第 33 条第 1 項に規定する帰還環境整備事業計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）に基づく法第 34 条第 1 項に規定する帰還環境整備事業等のうち国土交通大臣が所管するものに係るもの（帰還環境整備交付金基金を造成して実施する事業に限る。以下「帰還環境整備交付金事業等」という。）を実施するため、福島県又は法第 33 条第 1 項に規定する避難指示・解除区域市町村（以下「福島県又は避難指示・解除区域市町村」という。）に基金を造成することを目的とする。

（交付先）

第 3 条

交付金は、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付期間)

第4条

交付金を交付する期間は、帰還環境整備事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

第5条

交付金は、基金造成事業を交付の対象とする。

(帰還環境整備交付金事業等)

第6条

帰還環境整備交付金事業等は、実施要綱第5の1に規定する基幹事業のうち実施要綱別表1中(1)1から13に掲げるもの(以下単に「基幹事業」という。)及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等(以下単に「効果促進事業等」という。)とし、帰還環境整備交付金事業等の細目については附属第Ⅱ編に定める「帰還環境整備交付金事業等及び取り崩し額の算定方法」によるものとする。

(交付額)

第7条

- 1 国土交通大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第7により福島県又は避難指示・解除区域市町村に通知された交付可能額以内で、帰還環境整備事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を福島県又は避難指示・解除区域市町村に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、福島県又は避難指示・解除区域市町村ごとに次に掲げる式により算出された額(以下「国土交通省交付限度額」という。)を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：基幹事業に係る当該年度の取り崩し額の基礎額の合計額

Y：効果促進事業等に係る当該年度の取り崩し額算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる帰還環境整備事業等ごとの取り崩し額算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅱ

編に定める「帰還環境整備事業等及び取り崩し額の算定方法」によるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i : 事業 i の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）

α_i : 事業 i に係る基本国費率

a_i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び福島県又は避難指示・解除区域市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額

m : 事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B_j : 事業 j の当該年度の事業費

β_j : 事業 j に係る国費率（8/10）

n : 事業の数

（交付申請等）

第8条

- 1 交付金の交付の申請は、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長が交付申請書を、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。
- 2 福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は、交付対象事業のうち当該福島県又は避難指示・解除区域市町村が交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

（変更申請）

第9条

福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は交付金の交付の決定を受けた後の事情により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、変更に係る申請書を内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第10条

国土交通大臣は、第8条に規定する交付申請又は前条に規定する変更に係る申請書の

提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を内閣総理大臣を経由して、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長に送付するものとする。

(交付の条件)

第11条

交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 福島県又は避難指示・解除区域市町村は、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金管理運営要領（平成27年 月 日付け復本第 号・警察庁甲官発第 号・文科政第 号・厚生労働省発会 第 号・農振第 号・国官会第 号通知。以下「基金管理運営要領」という。）に従わなければならない。
- 二 福島県又は避難指示・解除区域市町村は、附属第 I 編に定める福島再生交付金（帰還環境整備）基金事業実施要領に従わなければならない。
- 三 その他国土交通大臣が特に必要として定めるところに従わなければならない。

(申請の取下げ)

第12条

福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して30日以内に、その旨を書面で、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に申し出なければならない。

(実績報告書)

第13条

福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は、基金造成事業を完了したときは、完了の日から起算して一ヶ月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第14条

- 1 国土交通大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定して、交付額確定通知書により、内閣総理大臣を経由して、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長に通知するものとする。
- 2 国土交通大臣は、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長に交付すべき交付金の

額を確定した場合において、基金造成事業に要した経費を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、福島県又は避難指示・解除区域市町村が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、福島県又は避難指示・解除区域市町村の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から90日以内で国土交通大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条

- 1 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - 一 福島県又は避難指示・解除区域市町村が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、制度要綱又はこの要綱の規定に違反したことにより国土交通大臣から是正のための指示を受け、その指示に従わない場合
 - 二 福島県又は避難指示・解除区域市町村が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 福島県又は避難指示・解除区域市町村が、基金造成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく交付金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(指導監督交付金)

第16条

国は、福島県知事が行う避難指示・解除区域市町村に対する指導監督事務に要する費用として、福島県に対し指導監督交付金を交付することができる。

(交付金の経理)

第17条

交付金事業者（交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する福島県又は避難指示・解

除区域市町村及び福島県又は避難指示・解除区域市町村からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。)及び指導監督交付金の交付を受けた福島県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

(監督等)

第18条

- 1 国土交通大臣は福島県又は避難指示・解除区域市町村に対し、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は当該福島県又は避難指示・解除区域市町村が補助する間接補助事業者(福島県又は避難指示・解除区域市町村からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。以下同じ。)に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助することができる。
- 2 国土交通大臣は福島県又は避難指示・解除区域市町村に対し、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は当該福島県又は避難指示・解除区域市町村が補助する間接補助事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(その他)

第19条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則 (平成27年5月7日付け国官会第325号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日付け国官会第837号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則 （平成 28 年 2 月 1 日付け国官会第 3287 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 31 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日付け国官会第 52 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附属第 I 編 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金事業実施要領

（通則）

第 1 条

福島県又は避難指示・解除区域市町村が、福島再生加速化交付金のうち、実施要綱第 3 に規定する帰還環境整備事業等であって国土交通大臣が所管する事業に係るもの（実施要綱第 11 の 1 に基づく基金（以下「基金」という。）に交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付を受けて基金を造成し、当該基金を活用することにより、帰還環境整備事業計画に基づく帰還環境整備事業等を実施するにあたっては、法、施行令、施行規則、適正化法、適正化法施行令、交付規則その他の法令及び制度要綱、実施要綱、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱本編（以下「本編」という。）、基金管理運営要領その他の関連通知のほか、この要領の定めるところによるものとする。

（事業期間）

第 2 条

帰還環境整備事業等の事業期間は、帰還環境整備事業計画に記載された計画期間とする。

（帰還環境整備事業等）

第 3 条

帰還環境整備事業等は、本編第 6 条に規定するものとする。

（基金の取崩額）

第 4 条

- 1 福島県又は避難指示・解除区域市町村は、本編第 7 条第 1 項の規定により交付された交付金により造成した基金について、帰還環境整備計画に掲げる帰還環境整備事業等に要する費用に充てる場合に限り、これを取崩すことができるものとする。
- 2 帰還環境整備事業等に充てる毎年度の基金の取崩額は、福島県又は避難指示・解除区域市町村ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省取崩限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省取崩限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：実施要綱第 5 の 1 に規定する基幹事業のうち実施要綱別表（1）1 から 13 までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）に係る当該年度の取崩額算定の基

礎額の合計額

Y：実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等（以下単に「効果促進事等」という。）に係る当該年度の取崩額算定の基礎額の合計額であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省取崩限度額の算定に用いる帰還環境整備事業等ごとの取崩額算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅱ編に定める「帰還環境整備事業等及び取崩額の算定方法」によるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i：事業 i の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）

α_i：事業 i に係る基本充当率

a_i：事業 i の当該年度の事業費のうち国及び福島県又は避難指示・解除区域市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額

m：事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B_j：事業 j の当該年度の事業費

β_j：事業 j に係る充当率（8/10）

n：事業の数

- 3 要素事業（帰還環境整備事業計画に記載された個々の基幹事業等をいう。以下同じ。）に対する毎年度の基金の取崩額は、次に掲げる式により算出された額（以下「要素事業取崩限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{基幹事業に係る要素事業取崩限度額} = \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i：事業 i の当該年度の事業費

α_i：事業 i に係る基本充当率

a_i：事業 i の当該年度の事業費のうち国及び福島県又は避難指示・解除区域市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額

$$\text{効果促進事業等に係る要素事業取崩限度額} = B_j \times \beta_j$$

B_j：事業 j の当該年度の事業費

β_j：事業 j に係る充当率（8/10）

(帰還環境整備事業等の事業の中止又は廃止)

第5条

帰還環境整備事業者（基金を取崩して帰還環境整備事業等を実施する福島県又は避難指示・解除区域市町村をいう。以下同じ。）は、各年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。

（要素事業の完了予定期日変更等）

第6条

帰還環境整備事業者は、要素事業が予定の期間内に完了しない場合又は要素事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。

（帰還環境整備事業等の遂行）

第7条

帰還環境整備事業者は、法令の定め、制度要綱、実施要綱、本編、基金管理運営要領及びこの要領に従い、善良な管理者の注意をもって帰還環境整備事業等を行わなければならない。いやしくも基金の取崩額の他の用途への使用をしてはならない。

（帰還環境整備事業等の実施）

第8条

- 1 帰還環境整備事業者は、帰還環境整備事業等の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう努めるものとする。
- 2 帰還環境整備事業者は、各年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を得て当該事業の完了後これと同種の他の帰還環境整備事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に係る基金の取崩額相当額を算出し、その額を国庫に納付するものとする。
- 3 帰還環境整備事業者は、各年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等が完了した場合において、当該事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を当該年度の事業費の実績額から控除される場合があるものとする。
- 4 帰還環境整備事業等について、帰還環境整備事業者に次に掲げる剰余金、収入又は収益（以下「収益等」という。）が生じたときは、取崩額の範囲内で、当該収益等の額に、当該収益等が生じた要素事業に係る充当率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の5の規定に基づく港湾環境整備負担金収入

ロ 沈廃船等処理又は廃棄物埋立護岸の整備に関して生じた収益

- 5 帰還環境整備事業等に係る消費税仕入控除税額に相当する額は、基金の取崩額の確定に当たっては、取崩額を充てた要素事業の当該年度の事業費の実績額から減額するものとする。基金の取崩額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなったときは、その額に、当該事業に係る充当率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
- 6 福島県又は避難指示・解除区域市町村は、間接補助事業者（福島県又は避難指示・解除区域市町村が基金を取崩してその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金を交付する帰還環境整備事業等を実施する団体等をいう。以下同じ。）に間接補助金の交付の決定をするときは、第1項から前項までに掲げる条件並びに第18条及び適正化法第22条の規定に準ずる条件を附するとともに、基金を取崩したときには、当該取崩額に係る補助金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付するものとする。

(状況報告)

第9条

帰還環境整備事業者は、国土交通大臣の定めるところにより、帰還環境整備事業等の遂行の状況に関し、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告しなければならない。

(帰還環境整備事業等の遂行等の命令)

第10条

- 1 国土交通大臣は、帰還環境整備事業者が提出する報告等により、その者の帰還環境整備事業等が当該帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該帰還環境整備事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 国土交通大臣は、帰還環境整備事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該帰還環境整備事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第11条

帰還環境整備事業者は、各年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等が完了したとき（帰還環境整備事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、帰還環境整備事業等の成果を記載した実績報告書を内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定等)

第12条

国土交通大臣は、各年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等の完了又は廃止に係る帰還環境整備事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る帰還環境整備事業等の成果が当該帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額を確定し、当該帰還環境整備事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条

- 1 国土交通大臣は、各年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等の完了又は廃止に係る帰還環境整備事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る帰還環境整備事業等の成果が帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該帰還環境整備事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該帰還環境整備事業者に対して命ずることができる。
- 2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う帰還環境整備事業等について準用する。

(決定の取消)

第14条

- 1 国土交通大臣は、帰還環境整備事業者が、基金の取崩額の他の用途への使用をし、その他帰還環境整備事業等に関して当該帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国土交通大臣の処分違反したときは、当該基金への交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 国土交通大臣は、間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他帰還環境整備事業等に関して当該帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国土交通大臣の処分違反したときは、当該基金への交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定は、帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 本編第10条の規定は、第一項の規定による取消をした場合について準用する。

(国庫への納付)

第15条

国土交通大臣は、帰還環境整備事業者に帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額を確定した場合において、すでにその額をこえる額が基金から取崩されているときは、期限を定めて、その国庫への納付を命じるものとする。

(理由の提示)

第 16 条

国土交通大臣は、帰還環境整備事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は帰還環境整備事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該帰還環境整備事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条

帰還環境整備事業者は、帰還環境整備事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、国土交通大臣の承認を受けずに、帰還環境整備事業等の実施の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(帰還環境整備事業等の経理)

第 18 条

帰還環境整備事業者は、基金管理運営要領に定めるところにより、帰還環境整備事業等について経理を明らかにする帳簿を作成し、保存しなければならない。

(監督等)

第 19 条

国土交通大臣は福島県又は避難指示・解除区域市町村に対し、福島県知事又は避難指示・解除区域市町村長は当該福島県又は避難指示・解除区域市町村が補助する間接補助事業者に対し、それぞれその施行する帰還環境整備事業等に関し、適正化法その他の法令及びこの要領の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する帰還環境整備事業等の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(その他)

第 20 条

この要領に定めるもののほか、帰還環境整備事業等の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

附属第Ⅱ編 帰還環境整備事業等及び取り崩し額の算定方法

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱（国土交通省）本編（以下単に「本編」という。）第6条に規定する帰還環境整備事業等（国土交通大臣が所管するものに限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、本編第7条第2項に規定する国土交通省交付限度額及び福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱附属第Ⅰ編福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金事業実施要領第4条に規定する国土交通省取り崩し限度額の算定に用いる帰還環境整備事業等ごとの取り崩し額算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

1 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）

1. 帰還環境整備事業等

災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号）に規定する災害公営住宅整備事業等を帰還環境整備事業等とする。

2. 災害公営住宅整備事業等に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅整備事業等対象要綱第4条の表の（イ）欄に掲げる事業ごとに、 A_i を（ロ）欄に掲げる費用の額とし、 α_i を（ハ）欄に掲げる率とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額（ A_i に（ニ）欄に掲げる率を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

2 災害公営住宅家賃低廉化事業

1. 帰還環境整備事業等

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第127号）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業を帰還環境整備事業等とする。

2. 災害公営住宅家賃低廉化事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第2第1号に掲げる住宅ごとに、 A_i を災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第4に掲げる一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（以下「対象額」という。）とし、 α_i を同要綱第4に掲げる対象額に乘じる係数に2分の1を乗じた数値とする。

3 東日本大震災特別家賃低減事業

1. 帰還環境整備事業等

東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第200号）に規定する東日本大震災特別家賃低減事業を帰還環境整備事業等とする。

2. 東日本大震災特別家賃低減事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱第6条に掲げる対象額とし、 α_i を2分の1とする。

4 公営住宅等ストック総合改善事業

1. 帰還環境整備事業等

公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）に規定する公営住宅等ストック総合改善事業並びに住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-3号）に規定する改良住宅ストック総合改善事業及び改善推進事業を帰還環境整備事業等とする。

2. 公営住宅等ストック総合改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、公営住宅等ストック総合改善事業によるものは、 A_i を公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第5に規定する個別改善事業、第6に規定する全面的改善事業及び第8に規定する移転事業に係る対象額とし、 α_i を100分の45とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあつては a_i を当該負担に係る額（ A_i に3分の1を乗じた額以下の場合にあつては、当該額。）とする。ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に3分の2を乗じた額以下のとき、当該補助額に100分の45を乗じた額を、 A_i で除した数値を α_i とする。改良住宅ストック総合改善事業によるものは、 A_i を住宅地区改良事業等対象要綱第4第6. に規定する個別改善事業及び全面的改善事業に係る費用並びに第8. に規定する移転促進及び仮住居等借上に要する経費（耐震改修に伴うものに限る。）とし、 α_i を2分の1とする。

5 福島再生賃貸住宅整備事業

1. 交付対象事業

1-1 交付対象事業

避難指示・解除区域市町村に居住していた者の帰還、若しくは新規移転者の移転を促進し、地域の再生を加速化させるために供給される次の各号のいずれかに掲げる賃貸住宅(以下「福島再生賃貸住宅」という。)の建設又は買取り(買取り後に行う改良を含む。以下「建設等」という。)を行う事業(以下「福島再生賃貸住宅整備事業」という。)を交付対象事業とする。

- 一 福島県又は避難指示・解除区域市町村が建設し、管理する公的な賃貸住宅及びその附帯施設
- 二 土地所有者等(土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者をいう。)が建設し、福島県又は避難指示・解除区域市町村が買取り、管理する公的な賃貸住宅及びその附帯施設
- 三 民間事業者等(福島再生賃貸住宅の供給を行おうとする者(福島県又は避難指示・解除区域市町村を除く。)をいう。以下同じ。)が建設し、管理する公的な賃貸住宅及びその附帯施設
- 四 福島県又は避難指示・解除区域市町村が買取りを行った上で改良し、管理する公的な賃貸住宅及びその附帯施設

1-2 交付対象事業の要件

- (1) 福島再生賃貸住宅の供給を行おうとする民間事業者等は、あらかじめ福島再生賃貸住宅の供給に関する計画(以下「供給計画」という。)を別記様式1により作成し、福島県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「福島県知事等」という。)の認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- (2) 福島再生賃貸住宅を供給しようとする福島県又は避難指示・解除区域市町村は、あらかじめ供給計画を作成し、東北地方整備局長に報告しなければならない。
- (3) 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 賃貸住宅の位置
 - 二 賃貸住宅の戸数
 - 三 賃貸住宅の規模、構造及び設備
 - 四 賃貸住宅の整備に関する資金計画
 - 五 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項
 - 六 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - 七 賃貸住宅の管理の方法及び期間
 - 八 賃貸住宅の整備の事業の実施時期
- (4) 福島県知事等は、(1)の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が(8)に掲げる基準に適合すると認

めるときは、計画の認定をすることができる。

(5) 福島県知事等は、計画の認定をした場合は、速やかに、その旨を計画の認定を受けた者及び関係市町村長に通知しなければならない。

(6) 民間事業者等が供給しようとする福島再生賃貸住宅がサービス付き高齢者向け住宅である場合であって、民間事業者等が供給計画を別記様式1により作成し、かつ、当該住宅が次の第一号、第二号又は第三号に掲げる事項が(8)に掲げる基準に適合するときは、当該住宅は、(1)から(5)までの規定にかかわらず、計画の認定を受けているものとみなす。

- 一 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項
- 二 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
- 三 賃貸住宅の管理の期間

(7) (1)から(6)までの規定は、計画の認定を受けた又は報告を行った福島再生賃貸住宅の供給を行おうとする民間事業者等、福島県又は避難指示・解除区域市町村(以下「事業主体」という。)が当該供給計画の変更をしようとする場合に準用する。ただし、次に掲げる軽微な変更を行う場合を除く。

- 一 賃貸住宅の戸数の変更のうち、5分の1未満の戸数の変更
- 二 賃貸住宅の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の6月以内の変更

(8) 供給計画は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 福島再生賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該福島再生賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して以下に定める基準に適合するものであること。

イ 事業主体が民間事業者等である場合、供給戸数が5戸以上であること。

ロ 各戸の床面積については、25㎡以上125㎡以下であること。

ハ 住宅の構造は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2イに掲げる基準に該当する住宅

(2) 建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する住宅又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として次に掲げる要件に該当する住宅として次の(一)から(四)までに掲げる基準に該当する住宅

(一) 外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること。

(二) 屋根が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の

2 第 1 号及び第 2 号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(三) 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に 15 分間以上耐える性能を有するものであること。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること。

(3) 防火上及び避難上支障がないものとして福島県知事等が認める構造の住宅

ニ 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

二 福島再生賃貸住宅の入居者の資格を(9)の規定に基づき定めるものであること。

三 福島再生賃貸住宅の家賃の額を近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めるものであること。

四 福島再生賃貸住宅の入居者の選定方法その他賃貸の条件が(10)から(15)までに定める基準に従い、適正に定められるものであること。

五 福島再生賃貸住宅の管理の期間(22)の規定に基づき、福島再生賃貸住宅の用途の変更のための廃止を行った後に地域優良賃貸住宅制度要綱(平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 160 号通知)第 2 条第 7 号の規定に基づく地域優良賃貸住宅(民間供給型)(以下「地域優良賃貸住宅(民間供給型)」という。)又は同条第 9 号の規定に基づく地域優良賃貸住宅(公共供給型)(以下「地域優良賃貸住宅(公共供給型)」という。)として管理する期間を含む。)が 10 年以上であること。

六 地域優良賃貸住宅整備基準(平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 164 号)に適合していること。

七 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成 17 年法律第 79 号)に基づく地域住宅計画の目標に、避難指示・解除区域市町村に居住していた帰還者及び避難指示・解除区域市町村への新規移転者の住宅対策を位置付けるとともに、その他関連する事業とし福島再生賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること。

(9) 福島再生賃貸住宅の入居者の資格は、以下のいずれかに該当する者であって、その所得が 48 万 7 千円以下の者とする。

一 平成 23 年 3 月 11 日に当該福島再生賃貸住宅の位置する市町村に居住していた者

二 当該市町村に移転する者

(10) 福島再生賃貸住宅を(9)に掲げる者に賃貸する者(以下「一般賃貸人」と

いう。)は、福島再生賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

(11-1) (10)の規定による公募は、福島県知事等が定めるところにより、入居の申し込みの期間の初日から起算して少なくとも1週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

(11-2) (10)及び(11-1)の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

- 一 賃貸する住宅が福島再生賃貸住宅であること
- 二 福島再生賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- 三 一般賃貸人の名称及び主たる事務所の所在地
- 四 入居者の資格
- 五 家賃その他賃貸の条件
- 六 入居の申し込みの期間及び場所
- 七 申し込みに必要な書面の種類
- 八 入居者の選定方法

(11-3) (11-2)第六号の申し込みの期間は、少なくとも1週間としなければならない。

(12) 福島再生賃貸住宅においては、入居の申し込みを受理した戸数が募集戸数を超える場合においては、一般賃貸人は、抽選その他公正な方法により入居者を選定しなければならない。

(13) 福島再生賃貸住宅の一般賃貸人は、同居家族が多い者その他特に居住の安定を図る必要があるもので、福島県知事等が定める基準に該当するものについては、1回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数(地域の実情を勘案して福島県知事等が別に戸数を定める場合については、その戸数)について、(11-1)から(12)に定めるところにより当該福島再生賃貸住宅の入居者を選定することができる。

(14) 一般賃貸人は、入居者が不正の行為によって福島再生賃貸住宅に入居したときは、当該福島再生賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

(15) 一般賃貸人は、次の各号に掲げる場合を除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはな

らない。

- 一 毎月その月分の家賃を受領する場合
- 二 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

(16) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成12年法律第26号）第5条第1項に規定する住宅（以下、「サービス付き高齢者向け住宅」という。）については、(10)から(15)までの規定を適用しない。

(17-1) 入居者は、家賃の減額措置を受けようとするときは、毎年度、一般賃貸人を経由して事業主体に、所得を証明する書類を添付した申請書を提出しなければならない。

(17-2) 事業主体は、(17-1)に掲げる申請があった場合には、その内容を審査し、一般賃貸人を経由して、入居者に家賃の減額に係る事項その他必要な事項を通知するものとする。

(18-1) 福島再生賃貸住宅は、別に定める場合のほか、供給計画に定める管理期間を経過した場合においてその用途を終了することができる。

(18-2) 民間事業者等は、福島再生賃貸住宅の用途を廃止しようとする場合（(18-1)に掲げるものを除く。）には、あらかじめ福島県知事等の承認を申請し、その承認を受けなければならない。

(18-3) 福島県又は避難指示・解除区域市町村は、福島再生賃貸住宅の用途を廃止しようとする場合（(18-1)に掲げる場合を除く。）には、あらかじめ東北地方整備局長に報告しなければならない。

(19) 事業主体は、福島再生賃貸住宅の一般賃貸人に変更がある場合は、供給計画の変更に係る福島県知事等の承認を受けて又は東北地方整備局長にあらかじめ報告した上で、一般賃貸人を変更し、当該住宅を引き続き福島再生賃貸住宅とすることができる。

(20-1) 国土交通大臣又は東北地方整備局長は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、福島再生賃貸住宅制度の適正な実施のための必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(20-2) 事業主体は、一般賃貸人に対し、この要綱の施行のために必要な限度に

において、福島再生賃貸住宅制度の適正な実施のための必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(21-1) 福島再生賃貸住宅のうち福島県又は避難指示・解除区域市町村が整備するもので、管理開始後20年以内のものに係る譲渡については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令の規定によるほか、次の各号に該当するものとして別記様式2により、福島再生賃貸住宅の譲渡処分承認申請書を、国土交通大臣又は地方整備局長（以下「国土交通大臣等」という。）に提出（市町村が供給主体である場合にあっては、福島県知事を経由するものとする。）し、その承認を受けた場合に限り譲渡できるものとする。なお、福島再生賃貸住宅の譲渡処分の承認の有効期間は承認の日から6月とし、福島再生賃貸住宅の譲渡処分を完了した時は、別記様式3により譲渡契約の日から1月以内に、福島県が供給主体である場合にあっては国土交通省住宅局長に、市町村が供給主体である場合にあっては、福島県知事を経由して国土交通省住宅局長に報告するものとする。

- 一 当該地域の实情から、福島再生賃貸住宅として引き続き管理する必要がなく、かつ、その敷地を将来の都市施設用地等の公有地として保有する必要がないこと。
- 二 譲渡の対価が適正であること。
- 三 譲渡後も住宅その他環境の維持保全が適正に行われると認められること。

(21-2) 福島再生賃貸住宅の事業主体は、当該福島再生賃貸住宅の供給計画に定める管理期間を経過していない場合で、かつ、次の各号のいずれかに掲げる場合にあっては、当該福島再生賃貸住宅の供給計画の廃止に係る福島県知事等の承認を受け（福島県知事等の認定を受けた供給計画に基づくものに限る。）、かつ、その住宅の処分に係る国土交通大臣等の承認を受けることで、当該福島再生賃貸住宅の用途を廃止することができる。

- 一 次のイ及びロに該当する場合
 - イ 管理期間が10年を経過している住宅であって、社会・経済情勢の変化等により空家となり、入居者募集のための処置を講じたにもかかわらず入居者がいないものであること
 - ロ 本来入居者の入居を阻害せず、当該福島再生賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障を及ぼさないとき
- 二 災害、老朽化等により福島再生賃貸住宅として引き続き管理することが不適当な場合
- 三 建替えを行うために必要がある場合
- 四 都市計画事業等を施行するため必要がある場合
- 五 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定

する合併市町村基本計画に基づくものである場合

六 地方自治法その他法令の規定による場合

七 (22) の規定に基づく用途の変更のための廃止を行う場合

八 その他やむを得ない事情がある場合

(21-3) 福島再生賃貸住宅のうち福島県又は避難指示・解除区域市町村が整備するものの事業主体は、(21-2) に規定する国土交通大臣等の承認を受ける場合において、福島再生賃貸住宅の用途を廃止したときから1月以内に、別記様式4により、国土交通大臣等に報告（市町村が供給主体である場合にあっては福島県知事を経由するものとする。）をした場合にあっては、当該報告をもって国土交通大臣等の承認があったものとして取り扱うことができるものとする。

(22) 福島再生賃貸住宅は、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）制度の終了をもって、当該福島再生賃貸住宅の供給計画の変更に係る福島県知事等の承認を受け（福島県知事等の認定を受けた供給計画に基づくものに限る）、実施要綱第4の7の①に規定する帰還環境整備事業計画の変更を行い、かつ、当該福島再生賃貸住宅の処分に係る国土交通大臣又は東北地方整備局長の承認を受けて、地域優良賃貸住宅（民間供給型）又は地域優良賃貸住宅（公共供給型）への用途の変更のための廃止を行うものとする。

2. 福島再生賃貸住宅整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を福島再生賃貸住宅の建設等に要する費用の額（当該福島再生賃貸住宅を、地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日国住備第162号。以下「地優賃補助要領」という。）第2条第一号イに規定する地域優良賃貸住宅（民間建設）又は同号リに規定する地域優良賃貸住宅（公共建設）、同号ルに規定する地域優良賃貸住宅（公共買取・借上後改良）若しくは若しくは同号ヲに規定する地域優良賃貸住宅（公共買取）とみなして、地優賃補助要領を適用し、算定した額とする。）とする。また、以下の（イ）欄に掲げる住宅の種類に応じ、（ロ）欄に掲げる値を α_i とし、（ハ）欄に掲げる値を民間事業者等の負担率とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
民間事業者等が建設するもので、サービス付き高齢者向け住宅以外の住宅	民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（ A_i に100分の20を乗じた額を限度額とする。）に4分の3を乗じた額を A_i で除した額	100分の80
サービス付き高齢者向け住宅	民間事業者等に対する地方公共団体の補助額（ A_i に100分の24を乗じた額を限度額とする。）に4分の3を乗じた額を A_i で除した額	100分の76

福島県又は避難指示・解除区域市町村が建設等を行う住宅	4分の3	—
----------------------------	------	---

6 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業

1. 交付対象事業

避難指示・解除区域市町村に居住していた者の帰還、若しくは新規移転者の移転の促進のために、福島再生賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業（以下「福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業」という。）を交付対象事業とする。

2. 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を、民間事業者等が供給する場合は福島県又は避難指示・解除区域市町村が福島再生賃貸住宅の家賃の低廉化を行う者に対し補助する額、福島県又は避難指示・解除区域市町村が供給する場合は福島再生賃貸住宅の家賃と入居者負担額の差額の合計額とし、 α_i を3分の2（ただし当初5年間は4分の3）とする。また、 A_i の算定にあたっては、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第126号）第8各項に掲げる規定を準用することとする。

ただし、第8各項において「地域優良賃貸住宅」とあるのは「福島再生賃貸住宅」とし、同第2項第二号イ（1）（二）（ロ）において「都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。））」とあるのは、「福島県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。））」とする。

7 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業

1. 交付対象事業

避難指示・解除区域市町村に居住していた者の帰還、若しくは新規移転者の移転の促進のために、福島県又は避難指示・解除区域市町村が建設等を行う福島再生賃貸住宅の用地（以下「対象用地」という。）の取得及び造成に係る事業（以下「福島再生賃貸住宅用地取得造成事業」という。）を交付対象事業とする。

2. 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を次の各号に掲げる費用の合計額とし、 α_i を4分の3とする。

- 一 土地取得費 対象用地の取得に要する費用（借地権の取得に要する費用を含む。）。

- 二 造成費 盛土、切土、地盤改良等の土木工事及び擁壁の設置等の宅地の造成に要する費用並びに取付道路工事、給水工事、排水工事、電気工事、ガス工事等でそれぞれの管理を他に移管する部分に係るものに要する費用又はこれらの工事の負担金
- 三 補償費 対象用地の取得、使用又は造成により通常生ずる損失の補償に要する費用
- 四 事務費 前三号に係る事務に要する費用（測量、登記等に要する費用を含む。）

8 福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）

原子力災害被災市町村の再生・復興の拠点となる市街地（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第215号）第32条第1項に規定する「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたものに限る。以下8関係部分において「福島復興再生拠点」という。）を緊急に整備するために支援を行う事業。

1. 定義

福島復興再生拠点整備事業とは、福島復興再生拠点を緊急に整備するために実施される以下の事業をいう。

1) 福島復興再生拠点整備計画策定支援

福島復興再生拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 福島復興再生拠点のための公共施設等整備

福島復興再生拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ 道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下8関係部分において「地区公共施設」という）

ロ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下8関係部分において「高質空間形成施設」という）

ハ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下8関係部分において「福島復興再生拠点支援施設」という）

ニ リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等（以下8関係部分において「モニタリングポスト」という）

3) 福島復興再生拠点のための用地取得造成

福島復興再生拠点整備に必要な用地の取得及び造成に関する事業

※ 取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 福島復興再生拠点整備計画策定支援に要する費用
 - イ 計画作成費
福島復興再生拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用
 - ロ コーディネート費
コーディネートに要する費用
- 2) 福島復興再生拠点のための公共施設等整備
 - イ 測量試験費
地区公共施設、高質空間形成施設、福島復興再生拠点支援施設、モニタリングポストの整備に必要な測量、調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
地区公共施設、高質空間形成施設、福島復興再生拠点支援施設、モニタリングポストの実施設計に要する費用
 - ハ 工事費
地区公共施設、高質空間形成施設、福島復興再生拠点支援施設、モニタリングポストの工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）
- 3) 福島復興再生拠点のための用地取得造成
 - イ 測量試験費
福島復興再生拠点の整備に必要な測量、調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
福島復興再生拠点の整備に必要な実施設計に要する費用
 - ハ 用地費
福島復興再生拠点の整備に必要な用地の取得費用
 - ニ 補償費
福島復興再生拠点の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用
 - ホ 造成費
福島復興再生拠点の整備に必要な造成費用

3. 施行地区

本事業は、以下の要件を全て満たす区域において行うものとする。

- イ 福島再生特別措置法第33条第1項に規定する帰還環境整備事業計画の区域
- ロ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の区域
- ハ 除染の完了している区域

※ なお、2.の1)、2)イ、3)イに掲げる事業については、ロ、ハの要件に該当することが見込まれる区域を含む。

4. 交付金事業者

地方公共団体

5. 福島復興再生拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、 A_i については福島復興再生拠点整備計画策定支援、福島復興再生拠点のための公共施設等整備及び福島復興再生拠点のための用地取得造成に要する費用とし、 α_i については2分の1とし、 A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

9 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業。

1. 定義

都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第3項までに定める事業をいう。その他9関係部分における用語の定義は、土地区画整理法（以下9関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第4項から第17項までに定めるところによる。

1 「都市再生事業計画案作成事業」とは、被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業をいう。

2 「被災市街地復興土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。

イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業

ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業

3 「緊急防災空地整備事業」とは、土地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業をいう。

4 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。

- 5 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。
- イ 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）
 - ロ 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（民間事業者は除く。）
 - ハ 農住組合
 - ニ 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）
 - ホ 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
 - ト 地方住宅供給公社
- 6 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
- イ 地階を除く階数が3以上であること。
 - ロ 社会福祉施設（社会福祉法に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）、地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）又は生活関連施設（中心市街地活性化法第9条第10項に規定する認定基本計画に位置付けられた教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。
 - ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のものであること。
- 7 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
- イ 地階を除く階数が3以上であること。
 - ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。
 - ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のものであること。
- 8 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等に

よる電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

9 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される法第93条に規定する建築物をいう。

イ 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下9関係部分において「減価補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

- (1) 主要駅付近又は中心市街地にあって、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。
- (2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの概ね80パーセント以上である地区であること。
- (3) 土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積の概ね30パーセント以上となる地区であること。

ロ 法第91条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下9関係部分において「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

- (1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね30以上であること。
- (2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。

10 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とする。

イ 調査設計に要する費用

ロ 公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。

- (1) 緑地の整備に要する費用

- (2) 広場の整備に要する費用
- (3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用
- (4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用
- (5) 児童遊園の整備に要する費用

ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷施設の整備に要する費用

⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑦ 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

$$\text{工事費算定式： } P = C \times (S1 / S2) + E$$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1 : 補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から d までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行

部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times (S1 / S2) + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：立体換地建築物の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：立体換地建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が10人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

(b) (a)以外の用に供される部 20平方メートル

b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) 立体換地建築物の延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの

(b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの

c 地方拠点都市法第2条第2項に規定する拠点地区内、地方公共団体が地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画（地区再生計画区域内）又は地方公共団体が地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等の整備を行う必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画（市街地総合再生計画区域内）の土地区画整理事業である場合

d 次の要件を満たすものである場合

(a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され、一

体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。)

(b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。

(c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。

(d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。

⑩ 特殊基礎工事に要する費用

第4項に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和62年建設省告示第1897号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の3分の1以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法（昭和27年法律第231号）第51条に規定する航空障害灯の整備に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の4分の1とみなす。）概ね300台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

- 1 1 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。
- 1 2 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。
- 1 3 「防災関連施設整備費」とは、次項に規定する地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。
- 1 4 「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後 5 箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。

なお、福島再生特別措置法第 3 3 条第 1 項に規定する帰還環境整備事業計画（以下 9 関係部分において「帰還環境整備事業計画」という。）に次の各号の掲げる事項を記載した場合には、地震に強い都市づくり推進五箇年計画を策定したものとみなす。

- 1) 地区の概要
- 2) 整備の目標
- 3) 地震防災対策の概要
- 4) その他必要な事項

- 1 5 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池の整備に要する費用をいう。
- 1 6 「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用（土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く。）をいう。
- 1 7 「津波防災整地費」とは、次に掲げる要件を充たす防災上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

イ 算入方法

計画人口密度 40 人/ha 以上の区域（東日本大震災の被災地のうち、津波により建造物の多くが全壊した（流失した、又は 1 階天井以上の高さまで浸水した場合を含む。）区域を含む場合に限る）に係る土地の嵩上げに要する費用を基礎額に追加する。ただし、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しない程度までの土地の嵩上げに要する費用を限度とする。

この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検証するものとする。

ロ 地域要件

以下のいずれかを充たす市町村

(1) 浸水により被災した面積が概ね20ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること

(2) 国土交通大臣が、(1)の要件と同等の被災規模であると認めるもの

ハ 保全要件

津波防災整地を図った市街地については、土地の区画形質の保全を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該市街地の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

18 「モニタリングポスト整備費」とは、リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の整備に要する費用をいう。

2. 交付金事業者

- 1 都市再生事業計画案作成事業については、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業の施行者となることが見込まれる者（以下9関係部分において「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、福島県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業は、福島県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。
- 4 緊急防災空地整備事業は、福島県又は市町村が行う。

3. 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、以下の要件を全て満たす区域に存する土地区画整理事業予定地区において行うものとする。
 - イ 帰還環境整備事業計画の区域
 - ロ 福島復興再生特別措置法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等（以下9関係部分において「避難解除区域等」という。）の区域
 - ハ 除染の完了している区域又は完了が見込まれる区域
- 2 被災市街地復興土地区画整理事業は、以下の要件を全て満たす区域における地区において行うものとする。
 - イ 帰還環境整備事業計画の区域
 - ロ 避難解除区域等の区域
 - ハ 除染の完了している区域
- 3 緊急防災空地整備事業は、以下の要件を全て満たす区域に存する土地区画整理事業予定地区において行うものとする。

- イ 帰還環境整備事業計画の区域
- ロ 避難解除区域等の区域
- ハ 除染の完了している区域

4. 交付対象

地方公共団体

5. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

1 都市再生事業計画案作成事業

イ 3. の第1項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生事業計画案作成事業

ロ 3. の第1項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等（施行者となることが予定される者を含むものとし、1. の第5項イに掲げる個人施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあつては、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が参加する準備組織が交付金事業者となるものとする。この場合にあつては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、当該区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。また、1. の第5項ロに掲げる同意施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあつては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。）が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生事業計画案作成事業

2 被災市街地復興土地区画整理事業

イ 3. の第2項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する被災市街地復興土地区画整理事業

ロ 3. の第2項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する被災市街地復興土地区画整理事業

3 緊急防災空地整備事業

3. の第3項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する緊急防災空地整備事業

6. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、 A_i 及び α_i については次に定めるところによるも

のとし、 A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

1 都市再生事業計画案作成事業

3. の第1項の要件に該当する地区においては、 A_i は事業計画の案の作成に要する費用とし、 α_i は2分の1とする。

2 被災市街地復興土地地区画整理事業

一 1. の第2項イに掲げる事業については、 A_i は当該事業に要する次に掲げる費用の合計とし、 α_i は2分の1とする。

イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む）

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

ニ 公共施設工事費

ホ 公開空地整備費

ヘ 供給処理施設整備費

ト 電線類地下埋設施設整備費

チ 減価補償費

リ 立体換地建築物工事費

ヌ 仮設建築物整備費

ル 防災関連施設整備費

ヲ 浸水対策施設整備費

ワ モニタリングポスト整備費

カ 機械器具費

二 1. の第2項ロに掲げる事業については、 A_i は仮設住宅等の整備に要する費用とし、 α_i は2分の1とする。

三 第1号の事業に係る A_i は、3. の第2項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（ Z ）を限度とする。

$$\begin{aligned} Z = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \times \text{地区面積} \\ & \times \text{用地単価} \\ & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ & + \text{立体換地建築物工事費} \\ & + \text{都心居住建築物、立体換地建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移} \\ & \quad \text{転補償費} \\ & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\ & + \text{公開空地整備費} \\ & + \text{防災関連施設整備費} \\ & + \text{浸水対策施設整備費} \times 2 / 3 \end{aligned}$$

+津波防災整地費

+モニタリングポスト整備費

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

3 緊急防災空地整備事業

1. の第3項に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、 A_i は当該用地を取得するのに要する費用とし、 α_i は2分の1とする。ただし、 A_i は、3. の第4項に該当する地区において予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の80パーセントを限度とする。

7. 交付対象事業の範囲

6. の第2項第1号に定める交付の対象となる事業は、表9に掲げる範囲内とする。

表9

種別	工種	交付対象の範囲	
移転	建築物 工作物 墓 地	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日国都市第85号。以下「公共細目」という。）第2第1項及び組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日国都市第85号。以下「組合細目」という。）第2第1項によること。	
	仮設建築物	仮設建築物の整備に要する費用	
移設	電柱	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	鉄軌道		
	上水道		
	ガス		
	下水道		
移設	工業用水道及び びかんがい用 排水施設	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」（昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号）及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」（平成10年7月21日付け建設省都街発第56号）に基づき、施行者の負担となるべきもの	
	電線等の電氣的 設備		
公共施設	高圧線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	道路築造	土工（切土盛土等）	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		敷砂利 排水施設	
	橋梁	必要があると認められるもの	
	立体交差	施行者の負担となるべきもの	
	植樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	交通安全施設		

工 事	舗 装	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	河川水路		
	公 園		
	そ の 他	地区外関連工 事	法第135条に規定するもの。
	整 地	宅 地 整 地	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	公開空地整 備	築 造	公共施設工事に準ずる。
	供給処理施 設整備	上水道、電 気・ガス、下水 道その他の供 給処理施設整 備	新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの（管理者による別途事業として実施すべきものは除く。）
	電線類地下 埋設施設整 備	電線類地下埋 設施設整備費	管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、1. の第8項に掲げる経費を限度とする。
	立体換地建 築工事	立体換地建築 物工事	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。ただし、1. の第10項に掲げる経費を限度とする。
	防災関連施 設整備	防災関連施設 整備費	防災関連施設の整備に要する費用
	モニタリン グポスト整 備	モニタリング ポスト整備費	リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の整備に要する費用
	減 価 補 償	減 価 補 償 金	減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対象としない。
	機械器具費	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	調査設計		

10 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業をいう。

1. 定義

都市防災総合推進事業とは、次の第1項から第4項までに定める事業をいう。その他10関係部分における用語の定義は、次の第5項から第7項までに定めるところによる。

- 1 「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。

- 2 「住民等のまちづくり活動支援」とは、防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業をいう。ここで、まちづくり活動とは、地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討をいう。
- 3 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。
 - 1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」という。）第3条第1項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）
 - 2) 次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）
 - イ 道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。
 - ロ 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等についての都市計画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。
 - ハ 防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要がある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。
 - 3) 防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下「防災まちづくり拠点施設」という。）
- 4 「被災地における復興まちづくり総合支援事業」とは、大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される以下の事業をいう。
 - 1) 復興まちづくり計画策定支援
復興まちづくり計画の策定及びコーディネートに関する事業
 - 2) 復興のための公共施設等整備
地区の復興のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業
 - イ 地区公共施設
 - ロ 防災まちづくり拠点施設
 - ハ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「高質空間形成施設」という。）
 - ニ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下「復興まちづくり支援施設」という。）
 - 3) 復興まちづくり施設整備助成
地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる施設の整備に要する費用の一部を地方公共団体が補助する事業。
 - イ 通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地（以下「共同施設」という。）

- ロ 復興まちづくり支援施設（地方公共団体が自ら所有・管理するものを除く。）
- ハ 建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景（以下「修景施設」という。）

- 5 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。
- 6 「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域をいう。
- 7 「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後5箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。

なお、福島復興再生特別措置法第33条第1項に規定する帰還環境整備事業計画（以下10関係部分において、「帰還環境整備事業計画」という。）に次の各号に掲げる事項を記載した場合には、地震に強い都市づくり推進五箇年計画を策定したものとみなす。

- 1) 地区の概要
- 2) 整備目標
- 3) 地震防災対策の概要
- 4) その他必要な事項

2. 交付対象要件

- 1 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、福島復興再生特別措置法第33条第1項に規定する避難指示・解除区域市町村における次のいずれかに該当する地区において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。
 - 一 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）
 - 二 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
- 2 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、福島復興再生特別措置法第33条第1項に規定する避難指示・解除区域市町村において行うものとする。

3. 都市防災事業計画の策定

都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、帰還環境整備事業計画に次の各号に掲げる事項を定めた都市防災事業計画を添付するものとする。

- 一 地区の課題及び事業の目的
- 二 事業期間中の事業実施箇所と整備内容
- 三 事業期間中の事業実施個所における概算事業費
- 四 6. に規定する交付対象要件等の特例を適用しようとする地区については、地震に強い都市づくり推進五箇年計画（帰還環境整備事業計画に1. の第7項の各号に掲げる事項を記載した場合は除く。）
- 五 その他必要な事項

4. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備及び被災地における復興まちづくり総合支援事業をいう。

- 1 災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 延焼危険度に関する調査
 - 二 避難危険度に関する調査
 - 三 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査
- 2 住民等のまちづくり活動支援は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 住民等に対するまちづくりの啓発活動
 - 二 まちづくり協議会の活動に対する助成
 - 三 地区のまちづくり方針の作成
- 3 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 事業計画の作成
 - イ 現況調査費
計画作成区域の現況調査に要する費用
 - ロ 基本設計費
都市施設公園、地区公共施設又は防災まちづくり拠点施設の基本設計に要する費用
 - ハ 事業計画作成費
事業計画の作成に要する費用
 - 二 都市施設公園の整備
 - イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
都市施設公園の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

都市施設公園の工事に要する費用

ニ 用地費

都市施設公園の整備に必要な用地の取得費用

ホ 補償費

都市施設公園の用地取得に付随する補償に要する費用（敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

三 地区公共施設の整備

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設の工事に要する費用（道路については幅員4メートル以上のものに限る。）

ニ 用地費

地区公共施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員4メートルを超える部分に限る。）

ホ 補償費

地区公共施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上のもの、道路以外の施設については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

四 防災まちづくり拠点施設の整備

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

防災まちづくり拠点施設の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

防災まちづくり拠点施設の工事（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の災害応急対策施設の整備を含む。）に要する費用

ただし、防災まちづくり拠点施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から④までの全てに適合する場合に限る。

①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。

- ②当該施設が地域防災計画に災害時拠点として位置付けられること。
- ③当該施設の災害時拠点としての運営については、原則として自治体を実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。
- ④10年以上災害時拠点として利用されることが確実な施設であること。

五 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に係る交付対象施設の特例

1. の第7項に規定する地震に強い都市づくり推進五箇年計画に基づく事業については、6. の規定に基づき、災害時の情報通信の確保のために整備する、情報の収集・送信・受信・伝達のための施設（以下10関係部分において「防災情報通信ネットワーク」という。）に係る以下の費用を交付の対象とすることができる。

イ 基本設計費

防災情報通信ネットワークの基本設計に要する費用

ロ 測量試験費

事業施行に必要な測量、調査等に要する費用

ハ 実施設計費

防災情報通信ネットワークの実実施設計に要する費用

ニ 工事費

防災情報通信ネットワークの工事に要する費用

4 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 復興まちづくり計画策定支援に要する費用

イ 計画作成費

復興まちづくり計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ コーディネート費

コーディネートに要する費用

二 復興のための公共施設等整備に要する費用

イ 測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の工事に要する費用（復興まちづくり拠点施設については、購入費を含む。）

ニ 用地費

地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に必要な用地の取得費用

ホ 補償費

地区公共施設、防災まちづくり拠点施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の用地取得に付随する補償に要する費用

三 復興まちづくり施設整備助成に要する費用

イ 実施設計費

修景施設の実実施設計に要する費用

ロ 工事費

共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事に要する費用

5. 交付金事業者

- 1 災害危険度判定調査は、地方公共団体又は防災街区整備推進機構が行う。
- 2 住民等のまちづくり活動支援は、地方公共団体又は防災街区整備推進機構が行う。
- 3 地区公共施設等整備は、地方公共団体、防災街区整備推進機構、又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。
- 4 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、地方公共団体又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。

6. 交付対象施設等の特例

地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象施設等の特例を設けることができる。

- 一 都市防災総合推進事業
- 二 被災市街地復興土地地区画整理事業

7. 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）に係る基礎額

- 1 地方公共団体が行う災害危険度判定調査については、 A_i を当該調査に要する費用とし、 α_i を3分の1とする。

また、防災街区整備推進機構が行う災害危険度判定調査については、以下のとおりとする。

A_i : 当該調査に要する費用

a_i : 当該調査に要する費用のうち防災街区整備推進機構が負担する費用
(ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合は、 A_i に3分の1を乗じた額とする。)

α_i : 基本充当率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \quad (\text{ただし、}\alpha_i\text{が3分の1を超える場合は、}\alpha_i\text{を3分}$$

の1とする。)

C_i : 防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用

- 2 地方公共団体が行う住民等のまちづくり活動支援については、 A_i を当該事業に要する費用とし、 α_i を3分の1とする。

また、防災街区整備推進機構が行うまちづくり活動支援については、以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち防災街区整備推進機構が負担する費用 (ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合は、 A_i に3分の1を乗じた額とする。)

α_i : 基本充当率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \text{ (ただし、}\alpha_i\text{が3分の1を超える場合は、}\alpha_i\text{を3分の1とする。)}$$

C_i : 防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用

- 3 地方公共団体が行う地区公共施設等整備については、 A_i を当該事業に要する費用とし、 α_i を2分の1 (用地費を除く) とする。また、用地費については、 α_i を3分の1とする。また、防災街区整備推進機構が行う地区公共施設等整備については以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち防災街区整備推進機構が負担する費用

α_i : 基本充当率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i}$$

C_i : 防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用

また、地方公共団体以外の交付金事業者 (防災街区整備推進機構を除く。) が行う地区公共施設等整備のうち防災まちづくり拠点施設を整備については、以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち国及び地方公共団体以外の交付金事業者 (防災街区整備推進機構を除く。) が負担する費用 (ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合は、 A_i に3分の1を乗じた額とする。)

α_i : 基本充当率

$$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i} \text{ (ただし、}\alpha_i\text{が3分の1を超える場合は、}\alpha_i\text{を3分の1とする。)}$$

C_i : 地方公共団体以外の交付金事業者 (防災街区整備推進機構を除く。) に

対する地方公共団体の補助に要する費用

4 地方公共団体が行う被災地における復興まちづくり総合支援事業については、次のとおりとする。

一 A_i を復興まちづくり計画策定支援に要する費用とし、 α_i を2分の1とする。

二 A_i を復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の整備に要する費用とし、 α_i を2分の1とする。

三 A_i を復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に要する費用とし、 α_i を3分の1とする。

ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画の区域、同法第61条の規定に基づく景観地区、及び同法第76条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区については α_i を2分の1とする。

5 地方公共団体以外の交付金事業者が行う復興まちづくり総合支援事業のうち復興まちづくり施設整備助成については、以下のとおりとする。

A_i : 当該事業に要する費用

a_i : 当該事業に要する費用のうち国及び地方公共団体以外の交付金事業者が負担する費用（ただし、 A_i に3分の1を乗じた額以下の場合は、 A_i に3分の1を乗じた額とする。）

α_i : 基本充当率

$\alpha_i = \frac{C_i}{2A_i}$ （ただし、 α_i が3分の1を超える場合は、 α_i を3分の1とする。）

C_i : 地方公共団体以外の交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用

11 道路事業(面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等)

1. 帰還環境整備事業等

福島県又は避難指示・解除区域市町村（福島県又は避難指示・解除区域市町村からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

- 1 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- 2 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

2. 道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 10-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とする。

表 10-1

事業	率
道路法第50条第1項に規定される事業	道路法第50条第1項に定める負担の割合
道路法第56条に規定される事業	道路法第56条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和34年政令第17号）第1条第3項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第3項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和23年法律第282号）第1条第1項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和24年政令第61号）第1条第2項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第7条第1項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第7条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第9条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第9条関係）及び附則第3項、第5項、第6項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和49年政令第27号）第6条及び附則第2項に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第6条第2項及び第3項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第2項及び第3項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第1項第1号及び第2項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第1項及び第2項に定める補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第3項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第3項に定める補助の割合

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に定める負担の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第22条第2項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第22条第2項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第121条に規定される事業	土地区画整理法第121条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 10-2 に定める率とする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成 13 年 3 月 30 日付け国道総第 589 号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2 号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2 号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業に係る α_i は表 10-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とすることができる。

表 10-2

引上率 δ			
1.00	1.01~1.09	1.10~1.18	1.19~
5.5/10	6.0/10	6.5/10	7/10

注 1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業については、道府県が行うものにあつては $6.0/10 \times \delta$ 、市町村が行うものにあつては $6.0/10$ とする。

注 2) δ は地方公共団体の引上率で、福島県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号）第 3 条第 4 項に基づき総務大臣が通知する値とし、避難指示・解除区域市町村においては、財政力指数が 0.46 未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00 とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要

額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

12 下水道事業

公共下水道、都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第8号までに係るものを除く。）をいう。

1. 帰還環境整備業等の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、都市下水路事業、特定環境保全公共下水道事業は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。

① 公共下水道事業

公共下水道事業が帰還環境整備事業等となる地域は次に掲げる要件を満たすものであること。

(a) ③に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

(b) 新たに下水道法第2条第3号イの公共下水道事業を実施する都市にあつては、都市計画区域内であるもの。

② 都市下水路事業

都市下水路事業で帰還環境整備事業等となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a) 集水面積50ha以上のもの。

(b) 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。

（浸水指数＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間）

(c) 全体事業費3億円以上であること。

③ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で帰還環境整備事業等となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

(イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第2条に該当する地区で行われるものであること。（自然保護下水道）

(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)

(a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として1 ha 当たり 40 人以上であること。

(b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

2. 帰還環境整備等の内容

① 公共下水道事業

帰還環境整備事業等は下水道法施行令第 24 条の 2 を準用し、次の補完施設を含むものとする。

(a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設

(b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設

(c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

(d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 都市下水路事業

帰還環境整備事業等は次に掲げる範囲のものとする。

(a) 内法（開水路の場合は上幅）1 m 以上（新世代下水道支援事業リサイクル推進事業のうち積雪対策に資する事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が 0.6m 以上）の排水渠又は内径 0.7m 以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

③ 特定環境保全公共下水道事業

帰還環境整備事業等の範囲は、①と同様とする。

3. 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

Ai. 基礎額算定の対象となる帰還環境整備事業等の事業費

本事業として実施する 2. に掲げる帰還環境整備事業等の事業費。

α i. 充当率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく充当率)を準用する。

13 都市公園事業

1. 帰還環境整備事業等

1-1. 目的

都市公園事業は、都市公園の整備を行うことにより、住民の帰還の促進を図るための環境を整備することを目的とする。

1-2. 帰還環境整備事業等の要件

(1)「都市公園事業」とは、以下に掲げる①～③の要件を満たす(2)、(3)に規定する都市公園並びに住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金に係る都市公園の整備に関する事業をいう。

①面積要件

原則として 2ha 以上（複数の地区を同一の公園として整備する場合はそれらの合計面積が 2ha 以上）とする。ただし、以下の公園を除く。

- 1) 街区公園、近隣公園
 - i) (2)に規定する防災公園
 - ii) 住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園
 - iii) (3)に規定する低炭素まちづくり公園
- 2) 都市緑地
 - i) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積 0.05ha 以上の緑地
 - ii) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積 0.05ha 以上の私的空き地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね 10 年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②総事業費要件

市町村事業は 2.5 億円以上、県事業は 5 億円以上。

③地区要件

以下の要件を全て満たす区域における地区にて行うものとする。

- 1) 福島復興再生特別措置法第 33 条第 1 項に規定する帰還環境整備事業計画の区域
- 2) 福島復興再生特別措置法第 4 条第 1 項第 8 号に規定する避難解除区域等又はこれに隣接・近接する区域
- 3) 除染が完了している区域

(2)この要綱において「防災公園」とは、以下に掲げる①から③までの要件を満たす

都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。

① 規模要件

1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 50ha 以上のもの。

2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 10ha 以上のもの。

3) 広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 10ha 以上のもの。（周辺の空地とあわせて 10ha となる 4ha 以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園（面積概ね 8ha 以上）を含む。）

4) 一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 2ha 以上のもの。（周辺の市街地とあわせて 2ha となる都市公園を含む。）

5) 避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員 10m 以上のもの。（周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。）

② 対象都市

広域避難地及び地域防災拠点の機能を有する都市公園については、次のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

1) 地震予知連絡会が平成 19 年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市

2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市

3) DID 区域を有する都市（地域防災拠点の機能を有する都市公園に限る。）

③ 対象地域

1) 広域避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。

i) 人口密度 40 人/ha 以上であり、10ha 以上の広域避難地として、都市公園

以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと。

ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

2) 一次避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。

i) 人口集中地区 (DID 地区) 又は地域防災計画に基づく津波被害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な 1ha 以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離 500m 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと。

ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

(3) この要綱において「低炭素まちづくり公園」とは、以下に掲げる①から③までの要件を満たす都市公園をいう。

①規模要件

0.5ha 以上のもの

②対象地域

以下の 1) 及び 2) に掲げる要件を満たす地域

1) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域」

2) 直前の国勢調査に基づく DID 区域内又は隣接する地区

③対象事業要件

以下の 1) 及び 2) に掲げる要件を満たすものであること

1) 都市計画決定された公園・緑地であること

2) 高木を含む緑化率が 80%以上であること

1-3. 帰還環境整備事業等

本事業の交付の対象となる事業は、(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備

都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号) 第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、特殊公園については、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

(2) 用地取得

① 都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha まで、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

② 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の

各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

- i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。
- ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。
- iii) 土地区画整理事業にあっては次の各号に該当する区域であること。
 - i) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園
 - ii) i)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DIDから1,000m以内）については、施行面積の2%を超える公園
 - iii) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園
 - iv) i)からiii)までの公園と一体となって、次のa)からc)までのように、十分な効用を発揮する緑地であって、必要性が高いと認められるもの。
 - a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの
 - b) 良好な居住環境の形成に資するもの
 - c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

1-4. 交付対象

福島県又は避難指示・解除区域市町村（歴史まちづくり法第5条第8項に位置づけられた都市公園においては、都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

2. 都市公園事業に係る基礎額

① 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備に要する費用をAiとし、

α_i を2分の1とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合にあっては、以下のとおりとする。

$$\alpha_i = C_i / 2A_i$$

(ただし、 α_i が3分の1を超える場合は、 α_i を3分の1とする。)

A_i : 歴史的風致維持向上支援法人が当該施設の整備に要する全体費用

C_i : 当該地方公共団体が補助に要する費用

② 用地取得に要する費用

(1) 都市公園の用地の取得に要する費用を A_i とし、 α_i を3分の1とする。

(2) 公共施設管理者負担金に要する費用当該年度の公共施設管理者負担金に要する費用を A_i とし、 α_i を3分の1とする。

管理者負担金の額は、土地区画整理事業認可時(市街地再開発事業については、都市計画決定時)における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

③ 民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i を当該負担に係る額 (A_i に3分の1を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。) とする。

14 効果促進事業等

1. 帰還環境整備事業等

実施要綱第3に定めるところによる。

2. 効果促進事業等に係る基礎額

基礎額の算定にあたっては、 B_j を当該年度の当該効果促進事業等の事業費(事務費を除く。)とし、 β_j を10分の8とする。

なお、間接補助(福島県又は避難指示・解除区域市町村が帰還環境整備事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助することをいう。)の場合においては、当該福島県又は避難指示・解除区域市町村が負担し、又は補助する費用(事務費を除く。)の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

附属第Ⅲ編 基金を取崩して実施する帰還環境整備事業等に係る実績報告書、 残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等について

目次

- 第1章 通則（第1条）
- 第2章 実績報告書（第2条—第7条）
- 第3章 残存物件等の取扱い（第8条—第16条）
- 第4章 額の確定の取扱い（第17条—第22条）
- 第5章 財産処分承認基準等（第23条—第27条）
- 附則

第1章 通則

（各手続きの取扱い等）

第1条

- 1 附属第Ⅰ編第11条の規定に基づく帰還環境整備事業等の実績報告書については、第2章の規定により取扱うものとする。
- 2 附属第Ⅰ編第8条第2項及び第3項の規定に基づく帰還環境整備事業等における残存物件等の取扱いについては、「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号。以下「残存物件通知」という。）の例によるものとし、このほか、第3章の規定により取扱うものとする。
- 3 附属第Ⅰ編第12条の規定に基づく帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定等の取扱いについては、第4章の規定により取扱うものとする。
- 4 附属第Ⅰ編第17条の規定に基づく帰還環境整備事業等により取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条及び交付規則第10-条に規定する財産に限る。以下「交付対象財産」という。）を、帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等（以下「財産処分」という。）の国土交通大臣の承認については、第5章の規定により取扱うものとする。
- 5 この編において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領及び附属第Ⅰ編において使用する用語の例によるものとする。
- 6 この編において、帰還環境整備事業者が、国土交通大臣又は地方整備局長（地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）若しくは県知事あてに提出するものとされている様式については、帰還環境整備事業者は、内閣総理

大臣を経由して、これを提出するものとする。また、国土交通大臣又は地方整備局長若しくは福島県知事が、帰還環境整備事業者に対して通知等するものとされている様式については、国土交通大臣又は地方整備局長若しくは県知事は、内閣総理大臣を経由して、これを通知等するものとする。

第2章 実績報告書

(完了実績報告)

第2条

- 1 附属第I編第11条前段の規定による報告（以下「完了実績報告書」という。）は、帰還環境整備事業計画の年度ごとに行うものとする。
- 2 前項の完了実績報告書は、当該年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地方整備局長（県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、県知事）に提出するものとする。ただし、特にやむを得ない事由があるものについては、帰還環境整備事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。
- 3 いわゆる施越工事等で帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前項の期日までに提出するものとする。
- 4 第1項に規定する完了実績報告書は、第7条第2項第一号から第三号まで及び第八号に掲げるとおりとし、その添付書類は第四号から第七号に掲げるとおりとする。

(廃止実績報告)

第3条

廃止実績報告書は、帰還環境整備事業等の廃止の承認を受けたとき（事情変更による交付決定の取消しがあった場合において、すでに実施したものがあるとき）に提出する報告書をいい、その取扱いについては、完了実績報告書の取扱いに準ずることとする。

(年度終了実績報告)

第4条

附属第I編第11条後段の規定による報告（以下「年度終了実績報告書」という。）は、当該年度の帰還環境整備事業計画に記載された帰還環境整備事業等が完了するまでの間、毎会計年度ごとに、翌年度の4月30日までに地方整備局長（県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、県知事）に提出するものとする。なお、記載事項について提出後に変更があった場合は、6月30日までに訂正のうえ再提出するものと

する。

(残存物件等)

第5条

残存物件等に係る返還金を国に納付するとき又は残存物件等を継続使用するときは、第3章の規定により、完了実績報告にあわせて申請するものとする。

(その他)

第6条

- 1 国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、この章に規定する報告の期日を別に定めることができる。
- 2 帰還環境整備事業計画に記載した要素事業を、基金の取崩額を充てずに遂行した場合において、当該要素事業が完了したときには、当該要素事業を完了実績報告書に記載するものとする。基金の取崩しのない年度についても同様とする。
- 3 帰還環境整備事業計画の最終年度においては、完了実績報告書とともに最終年度取崩実績確認表を作成することとし、事業実施期間の最終年度までの執行事業費を用いて、附属第I編の規定に基づき算出した要素事業取崩限度額を記載するものとする。

(実績報告書の様式)

第7条

- 1 報告書の提出部数は1部とし、様式の規格はA4とする。
- 2 第2条、第3条、第5条及び第6条に定める完了実績報告書及び添付書類は、次の各号に定める様式により作成するものとし、提出の際は、各号に掲げる順に編集するものとする。

一	完了実績報告書	様式1
二	完了実績総括表	様式2
三	完了事業箇所別精算額表	様式3
四	残存物件調書	} 第3章第16条 に規定する様式 による
五	残材料調書	
六	発生物件調書	
七	完了箇所図	様式4
八	最終年度取崩実績確認表	様式5
- 3 第4条に定める年度終了実績報告書は、様式6により作成するものとする。

第3章 残存物件等の取扱い

(残存物件等の意義及び範囲)

第8条

- 1 残存物件等とは、残存物件及び発生物件をいう。
- 2 残存物件とは、帰還環境整備事業等により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料（次年度の事業に使用するため購入又は製造した材料を除く。）で、当該帰還環境整備事業等の完了の際残存しているものをいう。
- 3 前項にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1個又は1組の取得単価50,000円以上のものをいう。
- 4 発生物件とは、帰還環境整備事業等により附随的に発生した物件をいう。例えば
 - イ 容器こみ価格で購入したセメント、アスファルト等の空袋、空罐等
 - ロ 水路、護岸等の改修により取壊した石積の築石等
 - ハ 橋梁架替事業において撤去した旧橋の廃材（ただし、旧橋撤去費を交付対象とした場合に限る。）
 - ニ 軌道補修事業等において撤去される板石等（ただし、帰還環境整備事業者においてこれを処分する権限のあるものに限る。）
 - ホ 土地区画整理事業による移設工事において撤去した水道管その他の材料等

(額の返還)

第9条

- 1 残存物件については、第10条により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該要素事業の充当率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 2 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る帰還環境整備事業等の完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る帰還環境整備事業等の完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した要素事業の充当率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 3 前項の規定による返還金は、適正化法第7条第2項の規定による条件に基づく納付金として取り扱うものとする。
- 4 帰還環境整備事業等において物件を1以上の補助事業の経費と共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、当該帰還環境整備事業等及び経費を分担した各補助事業（以下「共同取得事業」という。）の費用の割合に応じて按分するものとする。
- 5 残存価額は、備品については、取得価額に残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が耐用年数を満了した場合においては、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価値を相殺するものとする。
- 6 残存価額率及び耐用年数については、残存物件通知別表第1及び別表第2を使用するものとする。

- 7 取得価額は、原則として現地渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合においては、これらの費用を控除したものとする。
- 8 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。
- 9 備品に係る返還金を国に納付する際には、残存物件調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。これに対し、地方整備局長（県又は指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、県知事）は、原則として帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の際あわせて国庫納付命令書を交付するものとする。
- 10 残材料に係る返還金を国に納付する際には、残材料調書を作成し、前項の備品と同種の方法によるものとする。

(継続使用)

第10条

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を別年度の帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備事業等において継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、残存物件継続使用承認申請書を地方整備局長（県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、県知事）に提出し、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額500,000円未満のもの又は取得価額500,000円以上のもので残存価額が100,000円未満のものについては、あらかじめ国土交通大臣の承認があったものとする。
- 2 継続使用が認められるのは、帰還環境整備事業者が同一である帰還環境整備事業等に限るものとする。
- 3 1以上の補助事業の経費と共同して取得した物件は、他の通知の規定にかかわらず、帰還環境整備事業等においてのみ継続使用し得るものとする。ただし、前条の規定に基づき、基金に係る額の返還を行ったときは、この限りでない。
- 4 残存物件のうち備品を別年度の帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備事業等に継続使用しようとするときは、残存物件調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書とともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。
- 5 残存物件のうち残材料を別年度の帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備事業等に使用するときは、残材料調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書に添付するとともに、基金交付申請等要領第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

(備品の使用期間の計算方法)

第 11 条

- 1 当該備品を取得した日の属する月から、帰還環境整備事業等（継続使用の場合にあつては、継続使用に係る最終の帰還環境整備事業等）の完了した日の属する月（精算事務処理に必要な備品については、当該帰還環境整備事業等に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- 2 帰還環境整備事業等により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないと認めたときに限り取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

（物件の滅失又は毀損の場合の措置）

第 12 条

- 1 取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損したことにより使用不可能になったときは、帰還環境整備事業者の負担において代わるべき物件を補充する場合を除き、額の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可となった日の属する月までのものとして算出するものとする。
- 2 前項の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他帰還環境整備事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については使用されたものとみなすことができるものとする。

（残存物件台帳の整備）

第 13 条

- 1 帰還環境整備事業者は、残存物件台帳を整備しておかなければならない。
- 2 残存物件台帳の保存期間は、残存物件に係る国庫納付命令書の交付を受けた時、又は材料についてはその全部を使用したとき、備品については使用期間が耐用年数を満了したときまでとする。

（発生物件の取扱い）

第 14 条

- 1 発生物件がそのまま再利用可能なものは極力当該年度の帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備事業等に使用することとし、なお残存する場合には、別年度の帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備事業等に再使用することができるものとするが、再使用不可能なもの及び再使用しないものは売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した事業の事業費（控除額の控除後）より控除するものとする。
- 2 発生物件を再使用する場合には、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付す

るとともに、申請等要領第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

- 3 発生物件を再使用しない場合には、速やかに売却処分して、売却額から売却処分に要した費用を差し引いた額を決定し、また売却処分をしない場合には専門業者2人以上の鑑定により評価し、鑑定に要した費用を差し引いた額を決定し、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

(その他)

第15条

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく帰還環境整備事業等に継続使用するものとする。
- 2 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通知により難いと認める物件については、残存価格を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは継続使用の範囲に関し、特例を設けることができる。

(残存物件調書等の様式)

第16条

第8条から第14条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 残存物件継続使用承認申請書	様式7
二 残存物件調書	様式8
三 残材料調書	様式9
四 発生物件調書	様式10
五 残存物件台帳	様式11

第4章 帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の取扱い

(帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定及び通知)

第17条

- 1 地方整備局長又は県知事は、第2章の規定により完了実績報告書を受領したときは、その報告に係る帰還環境整備事業等が、帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、附属第I編第12条の規定により帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額を確定し、額確定通知書により当該帰還環境整備事業者へ通知するものとする。

- 2 地方整備局長又は県知事は、基金の取崩しのない年度において、完了実績報告書を受領した場合には、完了実績報告書に記載した要素事業が帰還環境整備事業計画に基づき適切に遂行されたものであるかを確認し、取崩額0円として額の確定を行うこと。
- 3 地方整備局長又は県知事は、帰還環境整備事業計画の最終年度において、最終年度取崩実績確認表の提出を受けた場合には、記載内容が適正かどうかを確認するとともに、要素事業ごとの事業実施期間を通じて帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の総額が執行実績に基づく要素事業取崩限度額を超過していないかを確認すること。

(帰還環境整備事業等の是正命令)

第18条

地方整備局長又は県知事は、実績報告書による帰還環境整備事業等の成果が帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために附属第I編第13条の規定により、当該帰還環境整備事業等の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う帰還環境整備事業等が完了した場合は、この編の第2章第2条の取扱いとなる。

(国庫への納付命令)

第19条

- 1 地方整備局長又は県知事は、帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額を確定した場合において、すでにその額をこえる取崩額が基金から取崩されているときは、附属第I編第15条の規定によりその取崩額の国庫への納付を納付命令書により命ずるものとする。なお、この場合の納付期限は、帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の日から20日以内とする。ただし、当該納付のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の通知の日から90日以内で適宜返還期限を定めることができる。
- 2 返納命令により発生した債権については、地方整備局長又は県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。

(残存物件等の取扱い)

第20条

- 1 地方整備局長又は県知事は、第3章の規定により残存物件継続使用承認申請書について提出を受けた場合には、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうかを確認した上で、残存物件継続使用承認申請進達書又は残存物件継続使用承認申請（市

町村) 報告書に、提出を受けた残存物件継続使用承認申請書を添付し、これを国土交通大臣又は地方整備局長に提出するものとする。また、地方整備局長は、県知事より残存物件継続使用承認申請(市町村) 報告書の提出があった場合は、残存物件継続使用承認申請進達書に当該報告書を添付の上、これを国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 帰還環境整備事業等により取得した残存物件で別年度帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備事業等に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについては、地方整備局長又は県知事は、交付条件により当該残存物件の残存価額等に取得時の充当率を乗じて得た金額を納付命令書により国庫への納付を命ずるものとする。

(国土交通大臣等への報告)

第 21 条

地方整備局長又は県知事は、帰還環境整備事業等に充てるべき基金の取崩額の確定を行った場合は、額確定報告書又は額確定(市町村) 報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長に報告するものとする。また、地方整備局長は、県知事より額確定(市町村) 報告書の提出があった場合は、写しを添付の上、額確定(市町村) 報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。

(額確定通知書等の様式)

第 22 条

第 17 条から第 21 条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 額確定通知書	様式 12
二 是正命令書	様式 13
三 納付命令書	様式 14
四 債権発生通知書	様式 15
五 残存物件継続使用承認申請進達書	様式 16
六 残存物件継続使用承認申請(市町村) 報告書	様式 17
七 額確定報告書	様式 18
八 額確定(市町村) 報告書	様式 19
九 額確定(市町村) 報告に係る報告書	様式 20

第 5 章 財産処分承認基準等

(申請手続の原則)

第 23 条

- 1 地方公共団体が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長あて提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方整備局長は、前項の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。
- 3 地方公共団体は、第1項の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

(申請手続の特例(包括承認))

第24条

- 1 地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合(有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合(以下「有償譲渡等」という。))を除き、かつ、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく施設等に係るものにあつては道路(一般交通の用に供する道)本体の効用を毀損しない場合に限る。次項において同じ。)には、第23条第1項の規定にかかわらず、地方整備局長あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。
 - 一 帰還環境整備事業等の完了後(帰還環境整備事業等の対象施設の供用開始後をいう。以下この章において同じ。)10年を経過した交付対象財産の処分
 - 二 帰還環境整備事業等の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分
 - 三 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄
- 2 地方公共団体が前項の規定により地方整備局長に報告した財産処分であつて、次に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
 - 一 交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
 - 二 無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること
- 3 地方公共団体は、前項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

(間接補助の場合の財産処分の取扱い)

第 25 条

- 1 地方公共団体の間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、地方公共団体の承認を受けるべき旨の間接交付条件を付している場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認にあたり当該財産処分に係る間接補助金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、地方公共団体は、財産処分報告書（間接補助）を地方整備局長あて提出するものとする。
- 2 地方公共団体が間接補助事業者から前項の規定による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る基金の取崩額相当額を国庫に納付するものとする。

(その他)

第 26 条

- 1 地方整備局長は、第 23 条から第 25 条までにより地方公共団体から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 地方公共団体が、第 23 条第 1 項又は第 24 条第 1 項により財産処分の承認を受けた交付対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において帰還環境整備事業等により計画した場合には、地方整備局長は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、帰還環境整備事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付について慎重に検討しなければならない。
- 3 地方整備局長は、必要に応じ、第 23 条第 1 項又は第 24 条第 1 項により財産処分を承認した交付対象財産の利用状況について、地方公共団体から報告を求めることができる。
- 4 適正化法施行令第 14 条第 1 項に規定する場合に相当する場合（同項第 2 号の規定における期間の取扱いについては、交付規則第 11 条に規定する期間によるものとする。）には、附属第 I 編第 17 条の規定にかかわらず、財産処分の承認を要しないものとする。
- 5 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 18 条の規定その他法律の規定により適正化法第 22 条の規定による国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた場合に相当する財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- 6 処分制限期間が 10 年未満である交付対象財産における第 24 条第 1 項第二号の運用は、この処分制限期間内とする。
- 7 交付規則別表第 3 に定める処分の制限を受ける期間は、実施要綱別表に定める下水道事業及び都市公園事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「下水道事業費補助」とあるのは「福島再生加速化交付金（帰還環境整備）（下水道事業に係るものに限る。）」と、「公園事業費補助」とあるのは「福島再生加速化交付金（帰還環境整備）（都市公園事業に係るものに限る。）」と読み替えるもの

とする。

8 次に掲げる住宅等については、この章の規定は適用しないものとする。

- 一 災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成 24 年 1 月 10 日付け国住備第 199 号・国住心第 88 号）において対象とする住宅等
- 二 住宅地区改良事業等対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日付け国住整第 38-2 号）において対象とする住宅等
- 三 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）附属第Ⅱ編イ-16-（8）2.第2項第二十六号に定める「都市再生住宅等整備事業」、第三十三号に定める「公営住宅整備事業等」及び第三十四号に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等

（財産処分承認申請書等の様式）

第 27 条

第 23 条から第 25 条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| 一 財産処分承認申請書 | 様式 21 |
| 二 財産処分報告書 | 様式 22 |
| 三 財産処分報告書（間接補助） | 様式 23 |
| 四 財産処分承認書 | 様式 24 |